（削る）	
6　都市政策企画官は、命を受けて、都市政策課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに連絡調整に関する事務をつかさどる。	
7　都市再構築企画官は、命を受けて、都市局の所掌事務に関する都市の再構築に関する総合的な政策に関する特定事項についての企画及び立案に関する事務をつかさどる。	
（木造住宅振興室、住宅瑕疵担保対策室及び建築環境企画室並びに住宅産業適正化推進官、評価・判定業務等監督調整官及び住宅ストック活用・リフォーム推進官）	
第七十七条　住宅生産課に、木造住宅振興室、住宅瑕疵担保対策室及び建築環境企画室並びに住宅産業適正化推進官、評価・判定業務等監督調整官及び住宅ストック活用・リフォーム推進官それぞれ一人を置く。	
2・3　（略）	
4　住宅瑕疵担保対策室は、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）の施行に関する事務（不動産・建設経済局の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。	
5～10　（略）	
（国際協力政策調整官）	
第八十三条　国際課に、国際協力政策調整官一人を置く。	
（削る）	
（削る）	
2　国際協力政策調整官は、命を受けて、鉄道局の所掌事務に係る国際協力に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。	

附　則

この省令は、令和二年七月一日から施行する。

7　都市再構築政策室に、室長を置く。	
8　都市政策企画官は、命を受けて、都市政策課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに連絡調整に関する事務をつかさどる。	
（新設）	
（木造住宅振興室、住宅瑕疵担保対策室及び建築環境企画室並びに住宅産業適正化推進官、評価・判定業務等監督調整官及び住宅ストック活用・リフォーム推進官）	
第七十七条　住宅生産課に、木造住宅振興室、住宅瑕疵担保対策室及び建築環境企画室並びに住宅産業適正化推進官、評価・判定業務等監督調整官及び住宅ストック活用・リフォーム推進官それぞれ一人を置く。	
2・3　（略）	
4　住宅瑕疵担保対策室は、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）の施行に関する事務（土地・建設産業局の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。	
5～10　（略）	
（国際協力室及び海外プロジェクト推進官）	
第八十三条　国際課に、国際協力室及び海外プロジェクト推進官一人を置く。	
2　国際協力室は、鉄道局の所掌事務に係る国際協力に関する事務をつかさどる。	
3　国際協力室に、室長を置く。	
4　海外プロジェクト推進官は、命を受けて、鉄道局の所掌に属する国際関係事務で海外におけるプロジェクトに係る我が国事業者の事業活動の推進に係るものに関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。	

附　則

この省令は、令和二年七月一日から施行する。

○国土交通省令第五十六号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、地方整備局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年六月十九日

国土交通大臣　赤羽　一嘉

地方整備局組織規則の一部を改正する省令

地方整備局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（建設専門官）	（建設専門官）
第百三十六条　地方整備局を通じて建設専門官八百五十五人以内を置く。	**第百三十六条**　地方整備局を通じて建設専門官八百五十三人以内を置く。
2　（略）	2　（略）

附　則

この省令は、令和二年七月一日から施行する。